



農業委員会だより

— 第67号 —

編集・発行

阿久根市農業委員会

電話 0996-73-1249

令和6年3月

新たな農業委員会体制発足

農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」）の改選が行われ、令和5年7月より新体制がスタートしました。

7月開催の、第1回農業委員会総会において、新会長に選出された田嶋輝男氏は、就任の挨拶で、「遊休農地、担い手不足、高齢化等の問題を抱える中、農業委員会は農地を守る、農地の最適化を推進するという非常に重大な責務を負っている。農業委員会体制を全うしていきたい」と抱負を述べました。

新体制における農業委員の構成は12名となり、このうち女性農業委員は2名となりました。

推進委員は担当地区制となっており、担当地区内において農地利用の最適化活動の中心的な役割を担います。今後、各委員等が農地利用の最適化活動のため、皆様のお宅を訪問する場合がございますので、御理解御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、農地の売買、貸借など農地に関する相談等もお気軽に御相談ください。

第25期農業委員及び農地利用最適化推進委員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
地区	氏名	担当地区	氏名
脇本	石原 勇一郎	脇本	石原 岩雄
	園田 勇一		
	樫八重 玲子		山平 俊治
	白濱 和利		
折多	久保 秀幸	折口、多田、赤瀬川	野崎 正信
	田嶋 輝男		
鶴川内	高原 熊夫	鶴川内	山口 幸春
山下	牛堀 佐喜子	山下、波留	白肌 正
赤瀬川	中野 和徳	折口、多田、赤瀬川	小田 新一
	矢 櫛 学		
西目	馬見新 貢	西目、大川	尾上 進
大川	尻無濱 俊幸		

地域計画の策定

農業委員会では、市内の認定農業者、認定新規就農者等の地域農業の担い手に対して、現在の経営農地、5年後10年後将来経営面積の拡大縮小意向についてアンケート調査を実施しています。

農業委員会と市農政課は、地域計画策定のために共同で、地域の農業者等を中心とした話し合い活動をもとに、地域計画策定に取り組みます。



策定スケジュール

①現状地図の作成

これまで実質化された市内12地区の「人・農地プラン」策定区域、農用地区域、農業者の経営農地をもとに「現状地図」を作成



②粗々の素案を作成

アンケート調査をもとに、縮小意向農家の農地に、拡大意向農家の農地を振り分け、「粗々の素案」を作成

③地域計画における協議の場の設置

- ・粗々の素案をもとに協議の場で目標地図の素案づくり



④目標地図の作成

- ・話し合い等の結果に基づく団地化した図



⑤地域計画の策定、公告（令和7年3月31日期限）

【 令和5年農地賃借料の実績 】

〔5年1月～12月分〕

大 字	田（水稻・飼料作物：10a 当たり）				畑（甘藷等：10a 当たり）			
	平 均 値	最 高 値	最 低 値	件 数	平 均 値	最 高 値	最 低 値	件 数
脇 本	9,700 円	14,900 円	4,800 円	57	5,100 円	9,000 円	3,000 円	48
折 口	5,300 円	12,000 円	5,000 円	103	5,100 円	6,000 円	4,800 円	8
多 田	9,100 円	12,500 円	4,500 円	20	5,700 円	7,000 円	3,000 円	5
鶴 川 内	9,900 円	15,000 円	5,000 円	10	4,900 円	5,000 円	4,000 円	25
山 下	10,800 円	12,500 円	6,000 円	7	5,100 円	6,000 円	5,000 円	15
赤 瀬 川	—	—	—	—	4,700 円	6,000 円	3,000 円	12
波 留	12,000 円	15,000 円	6,000 円	10	5,000 円	5,000 円	5,000 円	1
西 目	5,000 円	5,000 円	5,000 円	8	5,000 円	5,400 円	5,000 円	7
大 川	—	—	—	—	5,000 円	5,000 円	5,000 円	2
市 全 体	8,500 円	15,000 円	4,500 円	215	5,000 円	9,000 円	3,000 円	123

【施設園芸】（10a 当たり）

大 字	平 均 値	最 高 値	最 低 値	件 数
脇 本	42,400 円	68,700 円	15,000 円	4
折 口	5,000 円	5,000 円	5,000 円	1
鶴 川 内	17,400 円	25,000 円	12,000 円	5
山 下	20,200 円	25,000 円	12,000 円	8
西 目	8,600 円	9,000 円	8,000 円	7
大 川	10,400 円	10,400 円	10,400 円	1
市 全 体	22,800 円	68,700 円	5,000 円	26

注)

- 1 年間に契約された実例を基に記載しており、実例無しの場合は「—」で表示しています。
- 無償貸与、物納は記載していません。（田は、10a 当たり粃 2 俵(70kg)が一般的でした。）
- 施設園芸については、令和4年12月末で契約中のものを記載しています。
- 金額は、100 円未満を四捨五入した数値で記載しています。

※ 上記の賃借料は参考とし、農地の状況（水利・利便性・傾斜度・有効面積等）を考慮しながら、双方適正な金額を話し合いにより決定してください。

全国農業新聞を購読してみませんか！

全国農業新聞は、全国農業会議所が発行する週刊の農業総合専門誌です。農業に関する情報が分かりやすいよう解説的にまとめられています。

全国農業新聞の購読などのご相談は、農業委員最適化推進委員、又は農業委員会事務局にお問い合わせください。（毎週金曜日発行・購読料月 700 円[送料・税込]）



令和6年度 阿久根市農作業賃金等標準額

標準額は目安となりますので、農地の条件等により当事者間において適正な額の話し合いをお願いします。

【一般作業】

(単位：円)

作業名等	時間	標準額	備考
軽作業	8時間	7,200	幅広い年齢層で男女を問わない作業など (野菜の植付・収穫及び管理など)
重作業	8時間	7,800	技術・危険を伴う作業や農機具を使用する作業 (脚立使用、ハウスのビニール掛けなど)

【機械作業】

作業名等	単位	標準額	備考			
春 の 機 械 作 業	不耕作田荒かき	10a	7,700	【①～④は、全作業共通とする】 ① 搬入不便な場所は、2割以内で加算 ② 水田・畑とも20a以上で基盤整備された圃場は、1割以内減 ③ 1筆の面積が5a未満の場合は、5aとする ④ 農地の条件(水利・利便性・傾斜・有効面積等)によって双方で協議する		
	裏作田荒かき	〃	7,200			
	水	耕耘から代かきまで (3回以内)	一毛作		〃	16,500
			二毛作		〃	15,500
	田	耕耘のみ	一毛作		〃	8,200
			二毛作		〃	7,200
	機 械 植	代かきのみ	〃		8,800	
		請負者苗持ち 同時施肥を含まず (苗10a当たり20箱)	〃		20,000	
		委託者苗持ち 同時施肥	〃		7,200	
	業	甘藷うねたて	〃		7,200	
		マルチ被覆	〃		3,800	
		同時マルチ被覆	〃		9,800	
		畑耕耘(耕耘機)	〃		6,700	
	トラクター	水田耕耘	〃		8,200	
		畑耕耘	〃		8,200	
機械作業	馬鈴薯掘取りのみ	〃	5,300			
	甘藷つる切りのみ	〃	4,200			
	馬鈴薯植え付け (種・マルチ本人持・マルチ作業含む)	〃	11,300			
	サブソイラー(漉き起こし)	〃	4,300			
	パワーディスク(天地返し)	〃	5,400			
作 業 脱 穀	刈取 コンバイン (水稻)	グレンタンク式	〃	17,000		
		袋詰式	〃	12,300		
		湿田	〃	19,500	圃場の状態により別途加算	
		バインダー	〃	10,300	結束ひも・機械等	
作 業 乾 燥	籾(コンバイン袋)	1袋	360			
	稲わら・牧草梱包	10a	7,700	梱包のみ・紐は機械持		
作 業 防 除	乾燥(水分量19%以上)	玄米	307			
		30kg	590	水分量(19%以上、17~19%未満、17%未満)で異なる		
作 業 除	ミスト機(粉・粒剤)	10a	2,150	水稻の基準による農薬は委託者持		
	動力噴霧器(水和剤)	〃	3,300			
	ドローン(薬剤費除く)	〃	3,100		5a以上から	
	ライムソワー(肥料散布)	〃	2,150			
	畦塗機	1m	50			
そ の 他	稲わら	掛け干し	10a	9,800		
		コンバイン刈り取り	〃	5,100		
	堆肥 (2t車)	完熟	1台	6,700	配達料込	
		散布料	〃	3,900		

注) 標準額は、消費税込みとなります。

農地の売買、贈与、貸借、転用は許可が必要です

○農地を農地のまま権利移転利用権設定できるのは農業従事者だけ
農地を耕作するために、農地のまま買入、受贈、借受けなどを行う場合は、
農地法の許可を受ける必要があります。

- ・なお、農地を農地として取得する場合
下限面積要件がありました。令和5年4月
から面積要件は廃止されました。

○農地を農地以外の目的で使用する
場合（転用）事前に農地法の許可が必要
です。

- ・住宅、倉庫、店舗、農業用施設（牛舎）
等、工場等の建物、資材置場、再生可能
エネルギー発電施設、駐車場、道路、水
路、山林、工事の現場事務所を一時的に
設置、砂利採取など

詳しい内容は、農業委員会事務局におたずねください。



所有者不明農地制度について

○所有者の名義が死亡者のままで、相続人が子や孫の代にわたり、貸し借りが難しい農地、いわゆる所有者不明農地が増えています。

農業委員会は農地の登記名義人の配偶者と子どものみを調べて、意向をお聞きし、それでも共有者がわからない場合は、2か月の公示を行って農地バンクに貸借ができます。

○農業委員会が行う探索の範囲は、登記名義人の配偶者と子まで

- ・探索：原則、不動産登記簿、戸籍、戸籍附票、住民票等の確認
- ・所在確認：原則、書面の郵送往復

○農業委員会による公示期間は、2か月間

- ・探索等により所有者（共有者）が分からないと確定した場合

○機構への利用権の設定期間は最長40年

- ・公示の結果、所有者からの申出がなかった場合で、都道府県知事の裁定又は認可を経て実施

詳しくは、農業委員会事務局におたずねください。

所有者が亡くなったら相続登記をしましょう



農地の相続登記がされず長期間放置すると、誰が管理している土地かわからなくなり、売買や貸し借りの契約が難しくなります。



登記 あなたのため、お子さんやお孫さんのため、地域の人のために、相続登記（所有者の名義変更）をしてください。

相続登記手続きは法務局に申請してください。お近くの司法書士にもご相談できます。



届け出

農地を相続された方は届け出が義務づけられています。

農地を相続された場合、権利取得を知った日から概ね10ヶ月以内に、農業委員会に届け出る必要があります。登記完了証の写しを添付し、農業委員会へ届出をお願いします。

農業者年金に加入しませんか？

◆加入要件

- ・国民年金1号被保険者
- ・年間60日以上農業に従事
- ・20歳以上60歳未満



◆保険料 月額2万円～6万7千円

通常加入した場合の農業者年金の支給額の試算（保険料月額2万円の場合）

加入年齢	納付期間	保険料納付総額	年金額（年額）		年金額（月額）		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	76万円	64万円	6.3万円	5.3万円	1,624万円	1,717万円
30歳	30年	720万円	50万円	42万円	4.2万円	3.5万円	1,078万円	1,139万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	2.5万円	2.1万円	638万円	674万円

◆特徴

- 終身年金。80歳まで死亡の場合、一時金あり
- 要件を満たす39歳までの農業者は保険料の一部助成あり
- 保険料はいつでも見直しできる。何回でも脱退、再加入ができる。
- 60歳まで支払う毎月の保険料は、全額社会保険料控除の対象

※国民年金及び国民年金付加年金（付加保険料月額400円）の納付届出が必要です。

※農業者年金と、国民年金基金及び個人型確定拠出年金（イデコ）は重複加入できません。

農業委員会だより第67号 発行 阿久根市農業委員会 編集 阿久根市農業委員会事務局
住所 〒899-1696 阿久根市鶴見町200番地 電話 0996-73-1249